

令和 6 年度武蔵野市環境浄化審議会 議事要旨（案）

- 日 時 令和 6 年11月18日（月）午後 6 時00分から午後 7 時35分まで
- 場 所 本町コミュニティセンター 3 階 第 1 会議室
- 出席者 13名
- 【審議会委員】 7 名（室井会長、川鍋副会長、寺岡委員、小田委員、鈴木委員）、塚本委員、大久保委員）
- 【事務局職員】 6 名（稲葉防災安全部長、横山安全対策課長、安全対策課職員 3 名、ブルーキャップ隊長）
- 【傍聴者】 なし

■次 第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 正副会長の選出
- 5 事務局からの報告
 - (1) 勧誘行為等適正化特定地区の区域見直し後の現況について
 - (2) 吉祥寺本町 1 丁目事業者に関する陳情について
 - (3) 吉祥寺イーストエリアにおける喫煙対策について
 - (4) 旅館業を営む施設等の外観に関する基準の検討について
- 6 現地視察
（環境浄化特別推進地区（吉祥寺本町 1 丁目）、吉祥寺駅南口地域、コピス周辺（吉祥寺本町 2 丁目））
- 7 意見交換

■議事要旨

- 1 開会
- 2 市長挨拶
 - ・ 皆さんこんばんは。今日は令和 6 年度の武蔵野市環境浄化審議会にお集まりいただきありがとうございます。吉祥寺の環境浄化は長い歴史があり、開発に伴って道路や近鉄百貨店ができ、大繁華街となったことから始まっている。
 - ・ 私は本宿小学校に通っており、この地域は学区域であったが、環境が良くなかったため、親から遊びに行くと言われ、友達も引っ越していなくなった苦い経験がある。

- ・その後、本宿小学校や三中学校のPTA、企業、市議会、武蔵野市が一丸となって環境浄化運動を展開し、現在の環境が保たれている。しかし、少し手を抜くとすぐに悪化することがある。昨年にはキャバレー専用のビルが建設されるなどの問題もあった。
- ・環境浄化の問題は地域の目を光らせていないとすぐに悪化する。今日は第1回目の審議会として、この地域と吉祥寺の環境をしっかりと守るためにご意見をいただきたい。
- ・本日はご視察もいただくが、大変寒いのでお気をつけていただきたい。

3 正副会長の選出

－委員互選により、会長に室井委員、副会長に川鍋委員を選出－

4 事務局からの報告

(1) 勧誘行為等適正化特定地区の区域見直し後の現況について

- ・昨年8月25日付けで市長より審議会に諮問され、9月11日に答申を行った、勧誘行為等適正化特定地区の指定について。
- ・審議会は、「禁止行為及び迷惑な路上宣伝行為等に至るおそれのある行為が他の地域と比較して多く認められる区域及びその周辺区域を含むため。また、地区指定は、範囲を理解しやすいようにするため、道路境界線及びその延長線を基準とすることを原則とし、かつ、図面で示すことが適当である。」ことを理由として、「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月2日条例第27号。以下「条例」という。）第6条に規定する勧誘行為等適正化特定地区として指定すべき区域は別図のとおりとする。」とし、指定すべき区域について、図面により答申した。
- ・その答申を受け、市長は、施行日を令和5年12月1日（金曜日）とし、告示を11月1日に行うとともに、それに係る周知については、11月1日からホームページで、市報は11月15日号でそれぞれ広報を行ったところです。また、ブルーキャップ隊員によるチラシ配布や、吉祥寺活性化協議会等の関係団体への周知も行った。
- ・ブルーキャップ及びミッドナイトによるパトロール実績も増加し、口頭注意件数については、令和6年10月末で8,573件（昨年同期比＋5,997）、行政指導、警告件数については、同10月末で7件（昨年同期比＋7）となっており、各隊員の努力も相まって効果があった。
- ・ブルーキャップ隊長より、スカウト活動について、風俗店について、路上喫煙について、路上宣伝行為について、若者による路上飲みについて、その他活動について報告を行った。

(2) 吉祥寺本町1丁目事業者に関する陳情について

- ・吉祥寺本町1丁目事業者に関する陳情に関する2件の陳情が令和5年6月及び8月に提出された。
- ・市議会総務委員会において審査が行われ、令和6年2月20日の市議会本会

議において採決され、採択及び意見付き採択となった。

- ・（陳受5第15号）「吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情」の主旨は「吉祥寺本町1丁目17番街区に建築予定のキャバレーを用途とするビルについて、当該ビル事業者に対し、協力を求める協議に取りむように市長及び市に求める」ものでした。」吉祥寺地区の団体が陳情者となっています。また、同案件についての署名が約3,400件寄せられ、また追加署名も200件あった。
- ・（陳受5第23号）「吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情」による要望としましては、1 「説明会を再度開催し、本事業施主である代表取締役が説明会に出席するように指導すること。事業主としての地域への説明責任を果たすこと。2 「事業者の建築用途変更に伴い、計画を白紙に戻して、事業変更を行うよう事業者に指導すること。」3 「事業者が当初検討していた「良質な事業」の実現に向けて、武蔵野市は事業者とさらなる協議をし、地域住民が目指す環境浄化に資するまちづくりを実現すること。」の3点であり、陳情者は「吉祥寺本町1丁目の環境浄化を推進する会」をはじめとして、署名が約2団体、204件あった。
- ・審議経過は、令和5年8月18日、9月11日、11月13日、12月11日、2月1日の合計5回の総務委員会における審議を経て、2月1日の総務委員会で15号については採択、23号については意見付き採択となり、2月20日市議会本会議にて採決され、15号については採択、23号については「陳情文中の具体的な文言は別として、吉祥寺の環境浄化推進の趣旨に沿うよう努力されたい。」という意見付きの採択となった。
- ・この採択を受け、市としては、事業者に対し、市としてさらなる環境浄化推進の必要性を改めて認識していること伝え、次のとおり申し入れを行った。
 - 1 武蔵野市環境浄化に関する条例において、「特に環境浄化を推進する必要がある」地域を「環境浄化特別推進地区」に指定しています（別添参照）。「（仮称）吉祥寺本町孔明ビルANNEX計画」による開発事業予定地は、「環境浄化特別推進地区」に該当するため、条例の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。
 - 2 本市では、「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」に基づき、しつようなつきまとい勧誘行為、飲食店等の客引き・客待ち・スカウト行為を市内全域で禁止しています。今後、貴社が建設される建物内店舗及びすでに貴社が営む店舗においても上記の禁止行為を行わないよう各店舗への周知をお願いいたします。
 - 3 貴社が建設される建物内店舗及びすでに貴社が営む店舗の営業によって、たばこやごみのポイ捨て行為など、生活環境の悪化が起きないように御配慮をお願いいたします。
- ・現在、この建物については建設始まっていると聞いている。この後実際に現地をご覧いただく。

- ・陳情の採択及び意見付き採択の結果を踏まえ、本市としても、環境浄化対策の推進は大きな課題であり、陳情の趣旨を踏まえて市としてできる取り組みは行っていかなければならないと考えている。
- (3) 吉祥寺イーストエリアにおける喫煙対策について
- ・現在、吉祥寺駅周辺において、路上喫煙禁止地区が指定されているが、路上喫煙が多いとされるイーストエリアは対象になっていなかったため、イーストエリアにおける喫煙対策として、①喫煙所の設置、②路上禁煙地区の拡張を行うこととなった。
 - ・本町コミュニティセンター建設予定地に、喫煙トレーラーハウスを設置すると同時に、喫煙地区の拡張を行う。
 - ・現在、「ようこそ美しいまち吉祥寺委員会」で喫煙地区の拡張について協議を行っているとのことで、令和7年4月に、喫煙トレーラーハウスの運用開始及び路上禁煙地区の拡張を予定している。
- (4) 旅館業を営む施設等の外観に関する基準の検討について
- ・本市では昭和58年10月、武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例を制定し、レンタルルームやラブホテルなど風俗営業の進出を規制してきた。近年、東京2020オリンピック・パラリンピックを前に、宿泊施設の不足を解消するため、空き家や空き店舗を利用した簡易宿所の建設が予想された。また、平成30年6月15日に住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行され、この法律は住宅を利用した宿泊事業の合法的運営を規制し、適正な運営を確保するための基準を設けたものである。
 - ・旅館業の許可権限は保健所にあるため、保健所を持たない本市では開業情報を把握することが難しく、事業者への指導も困難であった。そのため、平成30年に武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例を武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例に改正し、事業者との事前協議や周辺住民への説明会開催を明確にすることで、住環境の確立をさらに進めている。
 - ・条例施行から5年が経過し、現在の取り組みは以下のとおりである。条例施行以降、旅館業の新規開業は6件あり、保健所からの情報提供を受けて対応している。事業者には説明会開催の通知や標識の掲出、チラシの配布などを行ってもらい、市職員も説明会に出席している。現在市内には14の旅館業施設がある。
 - ・今後の検討課題として、現行の条例では外観に関する具体的な基準がないため、具体的な協議が難しい状況である。条例第5条第2号に基づいて協議を行っているが、具体的な基準がないため、料金表示や屋外看板などの基準を明確にする必要がある。
 - ・説明は以上だが、条例に基づく取り組みや旅館業者への会議や開業後の意見などについて、ご意見を伺いたい。
 - ・現在の旅館業に関する問題を把握するため、関係者にヒアリングを行った。吉祥寺活性化協議会の正副会長会議および商店会会長会議で、吉祥寺駅周辺の旅館業に関する問題について意見を伺った。主な意見として、住宅地と接する地域で外観についての配慮が必要とのことだった。

- ・旅館業と宿泊事業法の所管が異なるため、多摩府中保健所と東京都産業労働局観光部振興課にもヒアリングを行った。許可の審査は環境衛生設備や施設の範囲に基づいて行われ、外観については特に定めがないとのことだった。
- ・以上の経過から、市条例で外観の基準を設ける必要があると考え、現在検討を進めている。料金表示や屋外看板について基準を設けることを考えている。
- ・条例改正について、令和7年第1回定例会で議案上程し、議会で審査審議いただいたのち、議決後、同条例施行規則を改正しし条例及び条例施行規則の施行は、令和7年7月を予定している。

5 現地視察

－環境浄化特別推進地区（吉祥寺本町1丁目）、吉祥寺駅南口地域、コピス周辺（吉祥寺本町2丁目）－

6 意見交換

【A委員】

- ・隊長によると、ブルーキャップの活動は効果的であるが、警察とも協力しているためさらに効果が出ているとのこと。予算と人員が限られている中で、大きな問題になる前に小さく収めることが重要である。現状でもかなりの努力をしているため、問題が大きくなならないうちに対処することができると思う。

【B委員】

- ・先ほどの条例の件について確認したい。資料にある条例の5条は改正後のものか。

【事務局】

- ・改正前である。資料6の表面2の一番下の四角部分に現行の条文が記載されている。

【B委員】

- ・第5条第2号の部分を変更するということか。

【事務局】

- ・そのとおり。これだけでは条例施行規則で外観について言及できないので、外観に関する文言を追加する方向で検討している。

【B委員】

- ・条例本文にも具体的に入れて、さらに規則で定める形にするわけで、まだ案は決まっていないのか。

【事務局】

- ・資料6の6「外観等の具体的基準（案）」は、条例施行規則で定める内容である。具体的な案はまだ決まっていない。
- ・条例の目的は公衆衛生及び市民生活の安定・向上を基本とするものであり、旅館業者の責務についても含まれている。条例改正についてのご意見をいただきたい。

【C 委員】

- ・ラフェスタができたとき、どぎつい建物だと感じた。その後の、いろいろな建物の外観に影響してきたと感じる。ある程度たゆまず、言い続けていかないと駄目だと思う。吉祥寺は厳しいというレッテルを張られるくらいでないと、悪化する。チラシ配りについても、警察で許可書を出さなくなったとのことだが、一定規制が必要である。

【事務局】

- ・警察に連絡すれば対応してくれるが、ルールを守らない業者が増えると問題である。

【C 委員】

- ・警察は110番通報を受けると必ず報告を上げなければならないので、通報が有効である。

【A 委員】

- ・悪質なものに対処することが重要である。優先順位を考え、警察や市民の協力が必要である。

【D 委員】

- ・法律で規制していないことを条例で規制するということは非常に難しい問題であるが、旅館業の規制について、面積や照明の明るさなどの規制が有効かもしれない。

【A 委員】

- ・広告などは、どこかが成功すればそれ以上に競い合いながらどんどん悪化する傾向があるため、ある程度抑える必要がある。広告面積や照明の明るさの規制が効果的かもしれない。

【C 委員】

- ・南町のホテルの照明が問題になった。近隣に迷惑をかけないようにするべきである。

【A 委員】

- ・基準が決まっていると注意しやすい。面積など数値化された基準が必要である。

【B 委員】

- ・海外のラブホテル事情も参考にしつつ、日本の事情に合わせた規制が必要である。

【E 委員】

- ・照明など大きさはあれほど小さくなくていいと思う。明るすぎるために、日常の生活している者からすると刺激が多すぎると感じる方もいる。

【D 委員】

- ・景観条例が必要である。

【事務局】

- ・景観ガイドラインをまちづくり条例と結びつけて検討中である。法律で定めていないことを条例で規制するのは難しいが、基準を示してお願いする形で進めている。

【F 委員】

- ・照明の明るさや面積の基準を条例で定めることが良いと思う。あくまでもお願いということで大変歯がゆいこともあるが、何とかもうすこし抑えられるような条例をつくり、基準をつくっていくことしかないと思う。

【A委員】

- ・関係者が集まり、遵守事項を決めることで問題が解決することもある。

【会長】

- ・ラブホテルの組合があれば良いが、市で考えてほしい。本日の審議会を閉会する。ご協力ありがとうございました。